

〒098-1203

北海道上川郡 下川町  
共栄町3番地 日昇団地 特3-2

岩下 直人 様



北海道上川郡下川町長 田村 泰司



## 利用者負担額決定通知書

特定教育・保育施設等利用者負担額について、次のとおり決定しましたので通知します。

認定番号	43281	
子ども	フリガナ	イワシタ ミナミ
	氏名	岩下 弥那美
	生年月日	令和 4年 4月 4日
保護者	住所	上川郡 下川町共栄町3番地 日昇団地 特3-2
	フリガナ	イワシタ ナオト
	氏名	岩下 直人
	生年月日	昭和63年 3月16日
利用施設	名称	下川町認定こども園(保育)
	所在地	下川町南町4-1-1番地
認定有効期間	令和 8年 2月 1日 ~ 令和 8年 7月31日	
認定区分	2号認定子ども	
保育必要量	標準時間	
利用者負担額	0円	
階層	第2階層	
適用期間	令和 8年 4月 1日 ~ 令和 8年 8月31日	

(教示)

- この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、下川町長に対して審査請求をすることができます。
- この決定に不服があるときは、1の審査請求に対する通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、下川町(訴訟において下川町を代表する者は、下川町長となります。)を被告として決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- この決定については、1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ、決定の取消しの訴えを提起することはできません。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。
  - 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
  - 決定又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。